

第2回富士川水系河川整備計画関係県会議 議事要旨

【開催概要】

- 日程：令和7年8月28日（金）10：00～11：00
- 会場：山梨県立やまなし地域づくり交流センター 大会議室（WEB併用）
- 構成員：
 - （対面）甲府河川国道事務所 事務所長 草野 真史
 - （WEB）山梨県 県土整備部長 寺沢 直樹（代理：技監 水口 保一）
 - 静岡県 交通基盤部長 高梨 記成（代理：河川砂防局長 山田 真史）
- （欠席）国土交通省 関東地方整備局 河川部長 室永 武史

【議事概要】

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 富士川水系河川整備計画（変更原案）について
4. その他
 - (1) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて
5. 閉会

【議事録】

1. 開会

【内藤副所長】

それでは定刻となりましたので、ただ今から第2回富士川水系河川整備計画関係県会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤です。どうぞよろしくお願ひ致します。

本日の会議につきましては、Webを併用しての開催とさせていただいております。

また、県会議の規約に基づきまして、会議は原則公開ということで、本日は報道機関の方2社、傍聴をしている状況になります。

会議に先立ちまして、記者の方々にお願い申し上げます。

記者発表の際に会議の公開についてお知らせをしておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、事前にお知らせしております注意事項に沿って適切に取材および傍聴され、議事進行にご協力をいただきますようお願いいたします。合わせまして整備局職員による、記録撮影等を行っておりますので、ご了承いただければと思います。それでは本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料としましては「議事次第」、それから「構成員名簿」、「座席表」、「富士川水系河川整備計画関係県会議の規約」、それから資料1の「富士川水系河川整備計画変更について」、資料2-1として「富士川水系河川整備計画本文（変更原案）大臣管理区間」の本文の資料、それから資料2-2として「富士川水系河川整備計画本文対照表（変更原案）」、それから資料3「富士川水系河川整備計画変更までの流れについて」、それから「参考資料」、以上となります。

事前にお送りしている資料で不足等ないかとは思いますけれども、もあるようであれば、ご発言いただければと思います。

2. 挨拶

【内藤副所長】

それでは議事次第に沿いまして、開会にあたりまして甲府河川国道事務所長の草野よりご挨拶申し上げます。

【草野事務所長】

甲府河川国道事務所長の草野でございます。本日は、第2回富士川水系河川整備計画関係県会議にご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

8月7日の第1回会議では河川整備計画の目標などについて、議論をさせていただいたところでございます。

本日の第2回につきましては、この目標を踏まえた具体的な整備内容、そういったものを含めました河川整備計画の変更の原案の方を事務局より作成したものをお送りさせていただいて、議論をさせていただくということになってございます。

皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、より良い整備計画にしてまいりたいと考えてございますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございます。それではカメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力の方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、構成員のご紹介をさせていただきます。

名簿の順にご紹介させていただきます。山梨県県土整備部長寺沢直樹様、本日は都合により代理出席となりまして、技監の水口保一様です。一言いただければと思います。

【寺沢県土整備部長（代理：水口技監）】

山梨県県土整備部長寺沢直樹様の代理で出席しております、県道整備部技監の水口でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございます。続きまして、静岡県交通基盤部長高梨 記成様本日は都合により欠席のため代理出席となります河川砂防局長山田真史様です。

【高梨交通基盤部長（代理：山田河川砂防局長）】

静岡県河川砂防局長の山田でございます。

本日は交通基盤部長が私用による欠席のため、代理として出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございます。続きまして、国土交通省関東地方整備局河川部長室永武史、こちらも都合により欠席でございます。

最後になりますが、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長草野真史でございます。それでは議事に移ります。

3. 議事

【内藤副所長】

議事次第に沿って議事を進めてまいります。

3 の議事 (1) 富士川水系河川整備計画 (変更原案) について、それから 4 のその他 (1) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて、まとめて事務局の方から説明をさせていただきます。

(1) 富士川水系河川整備計画 (変更原案) について

【事務局】

甲府河川国道事務所の流域治水課長の瀬尾と申します。よろしくお願ひします。
着座にて資料の説明をさせていただきます。

右上に資料 1 とあります「富士川水系河川整備計画 (変更原案)」についてでございます。ご覧ください。

資料の 1 は資料の 2-1、2-2 の本文の内容を説明した資料になりますので、資料 1 にて計画の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

めくっていただきまして、富士川水系河川整備計画変更原案の目次でございます。

前回の関係県会議の中で、1 の富士川の概要、2 の河川整備の現状と課題、3 の河川整備計画の対象区間および期間、4 の河川整備計画の目標に関する事項についてご説明させていただきました。本日の説明内容としましては、5 の河川の整備の実施に関する事項についての部分と、6 のその他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項についてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

河川の整備に関する事項としまして、まずは洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項でございます。

こちら前回の振り返りになりますが、河川変更整備計画の目標についてでございます。過去の水害の発生状況や流域の重要性、これまでの整備状況などを総合的に勘案し、富士川水系河川整備基本方針に定められた内容に沿って治水安全度の向上を図ります。

目指す治水安全度の水準は戦後最大洪水の降雨量に気候変動により予測される将来の増加量を考慮した流量を目標流量とさせていただいております。

下に流量配分の図がございますが、黒が今の整備計画の流量、青字が河川整備基本方針の計画高水流量となります。

今回の変更原案においては、赤字で示させていただいている流量を整備計画の目標流量にしたいというふうに考えているところでございます。

次でございます。富士川の流下能力図でございます。断面ごとにどのぐらいの流量が現在流れるかというところを示させていただいたところでございます。オレンジの点線で示させていただいているものが、整備計画の目標流量でございます。

オレンジの実線で示させていただいているものが変更原案で目標流量にしたいと考えている流量でございます。

下に河道掘削や堤防整備等ということで、今回整備を予定している場所を記載させていただいてございます。詳細については後のページで説明させて頂きます。

これが富士川での区間になっておりまして、富士川橋までと続きます。次のページでございます。

こちらが釜無川でございまして富士大橋より上流というところでございます。

次でございます。これ支川に入りまして、支川の笛吹川の流下能力と目標流量の状況になります。

次のページでございます。流下能力を確保するための対策ということで、まずは堤防整備等でございます。現在、堤防が整備されていない区間や堤防の高さが不足している区間において、かさ上げや拡築を実施します。

過去に被災した箇所や災害が発生しやすいと想定される区間を優先することとし、昭和57年8月洪水等により家屋の浸水被害があり、今もなお無提区間の富士川中流部等においては早期に治水安全度を向上させるために浸水防止対策等を実施いたします。

実施にあたっては多様な手段を組み合わせ、地区の特性を考慮しつつ、流域住民や地方公共団体と調整を図りながら実施するというところでございます。

下の図で箇所を落とさせていただいてございますが、現在の整備計画で記載されている場所が本川で言うと、鬼島地区、宮木地区、切石地区、飯富地区、それから堤防整備等としまして、高田地区、成田地区、岩手地区というところが記載されてございます。

今回追加というところで、帶金地区と雁地区、それから岩淵地区を追加させていただいたというところでございます。

次でございます。流下能力を確保するための対策でございます。河道掘削でございます。

洪水を安全に流下させるために必要な箇所において河道掘削等を実施いたします。河道掘削等の実施にあたっては将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を行う他、河道の安定・維持、多様な動物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全と創出や、水利用に配慮するとともに、継続的な観測を行いつつ、その結果を踏まえながら実施します。

河道掘削等により発生する土砂は堤防の整備等への有効活用や総合土砂管理の観点から海岸事業との連携や民間活用を図るというところでございます。

環境への配備事項については後ほど説明させていただきます。

下の図の青い線で書いてあるところが、今後、河道掘削を実施していきたいというふうに考えている場所でございます。

次でございます。

堤防の安全性を向上させるための対策でございます。

人口資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして、所要の安全度を向上させるための整備を計画的に実施する。

水衝部や堤防付近では高速流が発生する箇所においては現状を監視し、必要に応じて護岸整備や侵食外力を低減する対策等を実施いたします。

また整備にあたっては、多様な水際環境が失われないように検討いたします。

色がたくさんついた写真がございますが、衛星写真をもとに、水が反射する場所を画像処理しまして、釜無川の濁筋の変動状況について示させていただいたところでございます。

令和元年の洪水以降、釜無川で大きな出水がございませんが、年々濁筋の変化が起きているというところが見て取れるかと思います。

中小規模の洪水であっても侵食や護岸が損傷してますので、決壊した場合に甚大な被害が発生する恐れがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施したいと考えてございます。

次でございます。洪水に対策等に関する施工の場所、現行計画でございます。整備計画作成以降、戦後最大規模の洪水である昭和57年8月の洪水で住宅等の浸水被害が発生した箇所における浸水防止対策等を実施してきました。

現在も戦後最大規模の洪水を流下させることことができない区間が残っており、河道断面の確保する対策を推進する必要があると考えてございます。次でございます。

これまでご説明した対策をまとめたものでございます。

洪水の対策等に関する施工の場所を示してございます。浸食防止対策については、堤防の安全性を向上させるための対策の範囲という形で示させていただき、河道掘削の箇所、それから堤防整備を今予定している箇所を記載させていただいてございます。

次でございます。これらの整備を行った際に、効果について氾濫シミュレーションの結果を示させていただいているところでございます。

これは富士川の下流部のあたりになりますが、今回の変更原案の流量規模が流れた場合は現在浸水被害が発生しまして1兆2000億円ぐらいの被害が出てくるということ

るでございます。これが整備が完了した暁には、0円になるというようなところの試算になっているというところでございます。同様に浸水深3m、家屋1階の居室がおおむね水没する範囲として浸水深3m抽出していますが、浸水深が3m以上になる箇所が約181haあるところが0haになっていくというところでございます。人的被害のところについても1500億円が0になるというところでございます。

これをやることによって、将来の方針規模、想定最大規模についても被害の軽減が見込めるというところでございます。

次のページでございます。こちらは支川の笛吹川でございます。笛吹川についても同様の形でございますが、1700億円の被害が出るところが0になっていくと、40haぐらいの浸水が起きるところが0になっていくというところでございます。

人的被害については45億円というところが0になっていくというところでございます。こういった被害の軽減効果がありますので、こういった形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次でございます。河川の整備に関する事項の中で、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

河川環境の整備と保全に関しては、富士川流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや風土文化、歴史との調和を図りながら、水質の保全、多様な動植物の良好な生息、生育繁殖の場を保全・創出と、豊かな河川景観、河川利用、土砂動態について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえた保全創出を行う。

河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず、環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策など実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行うとさせていただいてございます。

水質保全については、現在の環境基準を満足している良好な水質を保全する。

また、水質異常が発生した場合には、関係機関と連携し迅速に対応し、被害の拡大を防止する。

動植物の生息、生育、繁殖の場の保全創出については、河川の整備にあたって現状の河川環境を保全することを基本としながら、河道掘削を行う上ではハリエンジュやアレチウリ等の外来種や特定外来生物の駆除を行うとともに、水際形状を工夫して多様な生物の、生息、生育、繁殖の場となるエコトーンが創出できるよう留意し、河道形状の工夫、発生した巨礫や玉石の活用を通じて水域を含めた動植物の生息・生育・繁殖の場の保全創出を図る。

人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備については、自然とのふれあいやスポーツなど河川利用、河川学習の場の整備を関係機関等と調整し実施する。また沿川

地方公共団体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した地域住民に親しまれる河川整備を推進いたします。

河川空間の利活用ニーズが高まりにより「かわまちづくり」が行われる場合には、推進主体と連携してかわまちづくり計画作成の支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施したいと考えているところでございます。

次でございます。特に河川環境の保全とええ整備と保全に関するところでございます。環境が似通っている区間を環境区分としてひとまとめにし、区分ごとに最も良好な区間を代表区間として設定します。その上で代表区間を目標に河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方といたします。

河川整備等の実施にあたっては良好な環境を保全するとともに、代表区間を目標に治水と環境の調和を図りながら、河川環境の向上を図るというところを目標としたいと考えているところでございます。

真ん中に図がございますが、これで区分を表しております、富士川本川については上流の釜無川区間、それから山間狭隘部を流れる中流の区間、それから下流の区間、笛吹川については勾配が比較的な急な上流な区間と、勾配が比較的緩やかな下流区間に分けて、各環境区分を作つてございます。

その中で、丸をつけさせていただいていますが、そこを代表区間というふうにさせていただいてございます。

ここで参考資料で少し補足させていただきたいと思います。代表区間の設定につきましては、釜無川の例を示させていただきますが、我々が作っている河川環境管理シートというものがございまして、富士川の環境に適しているところに丸をつけていて、その丸の数と皆様とその良い環境を共有できるような視点場の有無等を総合的な判断した中で、代表区間を定めさせていただいて、そこを目指して他の区間の河川環境を良くしていくと、こういったところで富士川全体の環境をボトムアップしていくたいというふうに考えているところでございます。

次でございます。動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出についてでございます。河道形状と合わせてハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行いたい。

水際形状を工夫し、川幅の広い区間では多様な生物その生息、生育繁殖の場となるエコトーンが創出できるよう留意する。

河道形状の工夫、発生した巨礫や玉石の活用を通じて、水際を含めた動植物の生息、生育、繁殖の場を保全創出するとさせていただいてございます。

河道掘削の実施にあたって、今回の整備計画の中では赤い線で記載しておりますが、低水路の中で比較的地形が高くなっているところを切り下げていって、川幅を広げるというようなところを中心に、水際環境の状況を守りながら、河道掘削を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次でございます。河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

今回河川整備計画の中で定量目標を一部区間で定めさせていただいてございます。下流の5km～6km区間の整備にあたって、河道掘削の工夫により礫河原環境の面積が25ha程度存在するように保全創出していきたい。

流下力確保のための河道掘削に合わせてイカルチドリ、コアジサシ等が生息、繁殖する場となる礫河原環境を創出します。掘削にあたっては、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行うとともに、水際形状を工夫して多様な生物の生息、生育、繁殖の場となるエコトーンが創出できるように留意いたします。

水域では、掘削時に発生した巨礫や玉石等を活用し、多様な流速の場を創出し、カマキリ等の休息場や隠れ場を保全創出していきます。

また治水と環境が調和した川づくりとして実施していきたいというふうに考えているところでございます。下に図がございます。

雁堤の真横のかりがね橋と富士川橋の間のところの区間でございますが、その区間が最近、礫河原の環境が減ってきてているというような現状も踏まえまして、黄色の斜線でハッチをかけさせていただいてますが、その部分を河道掘削を行いながら礫河原の環境を創出していきたいというふうに考えてございます。

このことによって、礫河原の環境の面積がこの区間で25ha程度存在するように保全創出していきたいというふうに考えてございます。

次でございます。河川の整備に関する事項の中で、河川の維持管理の目的及び種類でございます。

河川の維持管理でございます。河川の維持管理にあたっては、デジタルトランスフォーメーションを推進し、新技術の開発や活用と合わせ、河川の整備、管理全体の高度化、効率化に努めます。河道の維持管理では、必要に応じて土砂除去や樹木の伐採を実施します。

実施に当たっては、河川環境の保全創出に努めます。

河川の維持管理の実施にあたっては、公募等により民間活力の活用や地域との協働を検討いたします。主体は河川管理の実施内容について示させていただいているところでございます。

次でございます。河川の維持管理にあたっては、富士川の河川特性を十分に踏まえ、河川の状態把握状況の分析、評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとするサイクル型維持管理により効果的、効率的に実施いたします。

河川管理施設の老朽化対策等では、施設の状況等のデータベース化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理更新を推進します。排水機場等の河川管理施設の河川管理では、バックアップ機能の強化や操作員等の安全確保、高齢化等による操作員のなり手不足に対応する観点から、必要に応じて施設操作の遠隔化、自動化を進めていきたいというふうに考えてございます。次でございます。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。ご存知かと思いますが、富士川の中流部においては、発電による減水区間がございます。

発電による減水区間については、必要な流量を確保に向けて関係機関と協力しながら流用に確保に向けた取り組みを行っていきます。

また異常渇水を含め、渇水対策が必要な場合は、関係水利使用者等で構成する協議会を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう情報提供に努め、必要に応じて水利使用の調整に関して斡旋または調整を行います。

水利使用者や関係機関がお互いを尊重しながら、水使用の調整について協議が円滑に行われるようするため、水利使用の調整に関して必要な情報提供を行うところでございます。

下には発電のゲート図と、段階的な流量の確保として中間目標を記載したものを掲載させていただいてございます。

次でございます。そのほか、河川整備を総合的に行うために留意すべき事項でございます。流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と、流域全体で取り組む対策でございます。

気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者の取り組みだけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係機関が主体的に取り組む社会を構築する必要がございます。

富士川流域の流出特性や流下特性を踏まえ、霞堤等の既存施設を活用した取り組みなど、流域治水、水利用、流域環境間で利益相反する課題について調整を進めていきたいと考えてございます。下には、現在皆さんと一緒にやらさせていただいているところでございます流域治水プロジェクトについて記載させていただいてございます。

氾濫をできるだけ防ぐ対策等、被害対象を軽減させるための対策や被害の軽減、早期復旧復興のための対策などを流域全体として進めさせていただいているところでございます。

次でございます。特に集水域、氾濫域における治水対策として、富士川の霞堤については急勾配であるため、洪水を貯留する容量が少なく、洪水調節機能はほとんどありませんが、氾濫戻しや二線堤等、被害軽減につながる効果がありまして、総合治水の観点から保全していきたいというふうに考えているところでございます。

霞堤の効果や霞堤の事例について、掲載させているところでございます。

次でございます。富士川水系および富士海岸、富士川流砂系の総合的な土砂管理の取り組みでございます。

まずは連携方針についてでございます。富士川流砂系では、土砂移動に起因する様々な課題に対して、関係機関が協力し、解決に向けた改善策や目標を検討して総合的な土砂管理に取り組むことを目的と定めた連携方針を踏まえまして、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。

山梨県さん、静岡県さんにも入っていただいて、災害のない、清らかで連続した富士川の流れと白砂青松の海辺を有する富士海岸というところで目指すべき姿として土砂生産域から海岸域にかけての流砂系における連続性の改善を、各々の機関で研究を進めていくというところでございます。

次でございます。総合土砂管理における特徴とさせていただきます。河道領域では、学識経験者、関係機関との連携のもと、洪水時における河床変動の把握、河床材料の調査及び河床変動調査等の土砂移動に関するモニタリング調査の継続、関係機関との土砂生産及び土砂移動に関するデータの相互提供、土砂移動の予測手法の検討を実施しまして、得られた結果をもとに、土砂生産から海岸域における流砂系における連続性の改善検討などを実施しております。

流下能力の確保維持及び河川管理施設等の機能の維持を目的として、モニタリング結果をもとに、土砂移動の状況や流下能力の把握を実施しまして、土砂の堆積及び侵食による河床の大幅な変動に対して河道を適切に管理するよう努めています。

河道掘削より発生する土砂等は、堤防の整備等への有効活用のほか、海岸事業との連携や民間活力の活用を図っていきます。

次でございます。地域住民、関係機関との連携共同でございます。富士川における関係地方公共団体や地域の教育機関、学校、ボランティア団体、民間企業との連携支援を積極的に図り、河川協力団体、地域住民関係機会及び民間企業等と一つ一体となった共同作業により、河川の整備、維持管理を推進していきたいと考えているところでございます。

現在、富士川では3つの河川協力団体がおりまして、それぞれから活動をしていただいているというところでございます。

次でございます。最後に、治水技術の伝承の取り組みということで、富士川には信玄堤およびこれに関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人と洪水との戦いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有しているところでございます。

これらの治水施設の意義を学び、後世に継承するため、地方公共団体との調整を図りつつ、歴史的治水施設および周辺の占用等に関し調整を行うとともに、施設管理者の協力を得ながら、施設の維持保全、及び活用を図るというところでございます。

信玄堤と万力林、それから雁堤の位置を載せさせていただいているところでございます。以上で資料1の説明を終わります。

先ほども申しましたが、資料2-1、資料2-2につきましては、これらの資料をもとに作成した整備計画の本文となります。最後に議事の4その他について、資料3にて説明させていただきます。

富士川水系河川整備計画の変更までの流れについてでございます。

前回、8月7日に関係県会議を実施させていただきまして、その後、有識者会議を開催させていただきました。

本日令和7年8月28日の関係県会議を実施しておりますが、これで原案を示させて頂き、明日、有識者会議を実施させていただいていただきます。

これから河川整備計画の変更原案に対して、関係住民等の意見聴取・意見募集の公聴会の開催などを進めてまいりまして、意見の聴取を9月末まで実施するというところでございます。

この結果を取りまとめさせていただきまして、また次回、富士川水系河川整備計画の変更原案として示させていただき、御議論いただければと思ってございます。

原案まとめた後、関係知事からの意見聴取、関係省庁との協議を踏まえまして、変更となると、こういった流れになっていきます。

説明については以上でございます。

【内藤副所長】

それでは、ご説明いたしました内容に関しまして、各県の皆様より、それぞれご発言をいただければと思います。

はじめに、山梨県水口様、よろしくお願ひいたします。

【寺沢県土整備部長（代理：水口県土整備部技監）】

山梨県県土整備部技監 水口でございます。本日は「河川の整備に関する事項」及び「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」について、丁寧にご説明いただきありがとうございました。

山梨県としましては、変更原案の内容につきまして、「治水機能の向上」「良好な河川環境の保全・創出」「流水の正常な機能の維持」に寄与するものでございまして、反論はございません。

本県からの要望といたしましては、3つほどお願いしたいと思います。

まず1点目。現行の計画に位置付けられております、切石地区等の堤防整備実施箇所につきましては、必要な対策を早期に進めていただきます様よろしくお願ひします。

2点目といたしましては、前回は少しお話をさせていただきましたが、山梨県は富士川と笛吹川に挟まる甲府盆地が人口・経済の中心となってございます。その盆地の出口に当たります、基準地点の「清水端」付近におきましては、河道掘削が今回位置づけられてございます。

今回の見直しによりまして、現行計画の $6,800\text{m}^3/\text{s}$ から $9,200\text{m}^3/\text{s}$ に、 $2,400\text{m}^3/\text{s}$ が増加することから、整備目標流量に対しまして、河道掘削によって安全に流下させることが可能であることを、流域市町や広く県民にもご理解いただくためには、もう少し詳細なご説明を別途いただき必要があると考えてございます。河道掘削の詳細な設計などは、実施直前の段階で行うことが多いと思いますが、可能でございましたら、禹之瀬の河道整正事業の完成断面と現状断面、変更計画の想定断面の対比などを具体的にお示しいただけたらありがたいと思います。

最後に3点目なのですけれども、計画変更に伴う事業費増につきましては、フォローアップ委員会においてお示しいただく事項かと思いますが、県といたしましても、必要な予算の確実な確保のためには、事前に全体概要等を共有していただくことも重要なと思っています。

また実施にあたり、コスト削減や平準化を図っていただければ、非常に助かるところでございます。

以上、山梨県からの意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。続きまして、静岡県 山田様 よろしくお願ひいたします。

【高梨交通基盤部長（代理：山田河川砂防局長）】

静岡県 河川砂防局長の山田でございます。

本日は富士川水系河川整備計画の変更の内容につきまして、ご説明いただきまして誠にありがとうございます。

今回お示しいただきました、治水に関する具体的な整備内容につきましては、気候変動の影響を考慮して、無堤区間の堤防整備や、流下能力が不足する箇所の河道掘削などを進めていただいており、近年 激甚化・頻発化する水災害に対しましても、治水安全度の向上が図られるものと期待するところであります。

また、高潮の部分につきましても、現在本県では海岸保全基本計画の策定をしておりまして、内容につきましても国のほうと調整させていただいていると聞いておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また正常流量の確保につきましては、段階的に流量の確保を進めることを明記いただいていること、河川環境に向けた取組につきましては、河道掘削の際の外来種の駆除による礫河原環境の創出など、多様な生息環境等の保全を図ることにつきましても、位置付けていただいております。

のことから、本県といたしましては、ご説明いただきました内容につきましては、特に異論はございません。

また、要望となりますけれども、河道掘削により発生した土砂につきまして、堤防整備等への有効活用や、海岸事業等と連携を図ることを記載いただきたいと思います。

いずれにしましても、整備に費用がかかることもございますので、引き続き、コスト縮減にも努めていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

静岡県からは以上となります。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

事務局からコメントをお願いします。

【事務局】

事務局でございます。

山梨県さんから、ご意見ありがとうございます。

現在進めております切石地区等での堤防整備については、これからも引き続き進め
ていきたいと考えてございます。

2つ目にございました、清水端の掘削に関する説明につきましては、ご意見をお伺い
しまして、中身のほうはまた確認させていただきたいと思ってございます。

最後は、コスト縮減、静岡県さんからもご意見をいただいておりますが、河道掘削
がかなり増えていることもございまして、堤防の整備への活用や、海岸事業との連
携、民間活力の活用等を踏まえまして、コスト縮減に努めていきたいと考えてござい
ます。

以上でございます。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

4. 閉会

【内藤副所長】

そうしましたら、本日いただきましたご意見と、これから関係住民等の意見等を踏まえ
まして、「富士川水系河川整備計画（変更案）」の検討をさせていただきたいと考えてご
ざいます。

構成員の皆様におかれましては、長時間に渡り、ご確認いただきましてありがとうございます。